

7 水管第 2917 号
令和 8 年 2 月 20 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について（諮問第 497 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙 2、別紙 3 及び別紙 4 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和八管理年度における回項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 -

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和八管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、かたくちいわし瀬戸内海系群及びみなみまぐろにあつては令和八 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、するめいかにあつてはするめいか小型するめいか釣り漁業（4 月から同年 11 月まで）については令和八 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業（12 月から翌年 3 月まで）については令和八 年 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあつては令和八 年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあつては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和八 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和八 年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 15 条第 1 項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

- 2 -

第一 すけとうだら太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

158,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	64,800
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準

茨城県	現行水準
-----	------

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業	91,300
すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 すけとうだら日本海北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

26,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	8,400
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業	17,500
すけとうだら日本海北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三 すけとうだらオホーツク海南部

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

60,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	59,900
すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四 すけとうだら根室海峡

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

15,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	15,000

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら根室海峡大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五 するめいか

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

68,400トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	6,600

青森県	1,700
岩手県	1,100
宮城県	600
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	3,800
石川県	現行水準

福井県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	現行水準
山口県	現行水準
徳島県	現行水準
愛媛県	現行水準

高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	3,100
熊本県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	現行水準
鹿児島県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	17,300
するめいか大中型まき網漁業	2,300
するめいか大臣許可いか釣り漁業	3,000
するめいか小型するめいか釣り漁業 (4月から同年11月まで)	13,600
するめいか小型するめいか釣り漁業 (12月から翌年3月まで)	1,400
するめいかその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六 かたくちいわし瀬戸内海系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

44,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	44,000トンの内数
兵庫県	44,000トンの内数
和歌山県	44,000トンの内数
岡山県	44,000トンの内数
広島県	44,000トンの内数
山口県	44,000トンの内数
徳島県	44,000トンの内数

香川県	44,000トンの内数
愛媛県	44,000トンの内数
福岡県	44,000トンの内数
大分県	44,000トンの内数

第七 ぶり

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

97,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	試行水準
青森県	試行水準
岩手県	試行水準
宮城県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
福島県	試行水準
茨城県	試行水準
千葉県	試行水準
東京都	試行水準
神奈川県	試行水準

新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準
福井県	試行水準
静岡県	試行水準
愛知県	試行水準
三重県	試行水準
京都府	試行水準
大阪府	試行水準
兵庫県	試行水準
和歌山県	試行水準
鳥取県	試行水準

島根県	試行水準
岡山県	試行水準
広島県	試行水準
山口県	試行水準
徳島県	試行水準
香川県	試行水準
愛媛県	試行水準
高知県	試行水準
福岡県	試行水準
佐賀県	試行水準
長崎県	試行水準
熊本県	試行水準

大分県	試行水準
宮崎県	試行水準
鹿児島県	試行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ぶり大中型まき網漁業	試行水準
ぶりその他大臣許可漁業	試行水準

第八 みなみまぐろ

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

7,855トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
みなみまぐろ	7,685

**令和 8 管理年度における
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について
(すけとうだら太平洋系群)**

1 背景

令和 7 管理年度において、すけとうだら太平洋系群の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法に則り行う、資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加に伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）

**令和 8 管理年度における
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について
(すけとうだら日本海北部系群)**

1 背景

令和 7 管理年度において、すけとうだら日本海北部系群の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法に則り行う、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分の翌管理年度への繰越しに伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）

**令和 8 管理年度における
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について
(するめいか)**

1 背景

令和 7 管理年度において、するめいかの漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2-12 の第 6 の 4 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間又は大臣管理区分間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

以下に掲げる数量の変更については、事後報告で対応できることとする。なお、令和 8 管理年度においては、75%ルールに則して行う国の留保からの追加配分は行わない。

- (1) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間又は大臣管理区分間で行う融通に伴う数量の変更【継続】
- (2) 資源管理基本方針別紙 2-12 の第 6 の 1 の (2) の ② に基づき国の留保に繰り入れられた大臣管理区分の算出配分量の一部の
 - ① 当該大臣管理区分への追加配分
 - ② 当該大臣管理区分と配分を受ける者（数量を明示した道県又は当該大臣管理区分以外の大管管理区分に限る。）との間の合意による数量を用いた、当該配分を受ける者への追加配分に伴う数量の変更【新規】
- (3) 資源管理基本方針別紙 2-12 の第 6 の 5 に基づき行う、するめいか小型するめいか釣り漁業（4 月から同年 11 月まで）の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰入れ及び国の留保からのするめいか小型するめいか釣り漁業（12 月から翌年 3 月まで）への追加配分に伴う数量の変更

【新規】

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の変更の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）